

第2期第6回練馬区障害者地域自立支援協議会議事録

- 1 日 時 平成24年7月19日(木) 午後2時から4時
- 2 場 所 庁議室
- 3 出席委員 飯島委員(副会長)、齋藤委員、佐藤委員、市川委員、木村智恵子委員、田中康子委員、河合委員、木村英幸委員、保谷委員、遠藤委員、田辺委員、谷部委員、井戸委員、岩田委員、石野委員、千葉委員、道家委員、古畑委員、角北委員(以上19名)
欠席委員 高橋委員(会長)、的野委員、本橋委員
- 4 傍聴者 1名
- 5 配布資料 平成24年度練馬区障害者地域自立支援協議会の進め方について
練馬区障害者地域自立支援協議会意見書
練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画
障害者虐待防止への対応について
専門部会からの報告
専門部会からの協議

事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。まずは事務局から、本日の資料の確認をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事前に郵送で配布させていただきましたが、本日の資料は次第のほか資料1～資料5までホチキスでとじたものと、3月に策定いたしました練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画の冊子を一緒に送らせていただきました。不足等がございましたらお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

本日は当協議会の中で高橋会長・的野委員・本橋委員から欠席のご連絡をいただいております。区側出席者につきましては、石神井総合福祉事務所長が会議が重複しておりますので、本日欠席させていただきます。また本日、高橋会長が体調不良のため欠席ですので、練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱第3条第6項に「会長に事故があるときは副会長がその職務を代理する」とありますので、本日の司会進行につきましては飯島副会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

副会長

皆さまこんにちは。

お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。高橋会長が体調不良で欠席のため、私が代わって座長を務めさせていただきます。

それでは議題に入る前に、事務局から連絡事項がありますのでお願いいたします。

障害者施策推進課長

障害者施策推進課長です。私のほうから新年度の人事異動等による委員の変更をお知らせさせていただきます。委員におかれましては4名の方が変更になっております。また、区におきましても人事異動により福祉部長に中田圭太郎が着任してございます。これから、新しくご参画いただきました委員の皆さまをご紹介させていただきますので、新委員の方々よりご挨拶をいただければと存じます。

初めに、ハローワーク池袋よりご参画いただいております八戸委員の後任といたしまして新しくご参画いただきます、谷部委員でございます。谷部委員、よろしくお願いいいたします。

委員

よろしくお願いたします。この4月から八戸に代わりましてハローワーク池袋に参りました、谷部でございます。今後ともよろしくお願いいいたします。

障害者施策推進課長

ありがとうございました。続きまして、東京都立石神井特別支援学校よりご参画いただいております明石委員の後任といたしまして新しくご参画いただきます、角北委員でございます。角北委員、よろしくお願いいいたします。

委員

角北と申します。よろしくお願いたします。本校、本年より高等部が練馬特別支援学校に移転しまして、小・中の小さな学校になりました。しかし学区が広がります、練馬区、練馬駅の方面にも児童生徒はいます。小・中学校で小さくなったとはいえ、小さな殻に閉じこもると地域の情報が全くない状況になってしまいますので、学校より代表して出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいいたします。

障害者施策推進課長

ありがとうございました。続きまして豊玉障害者地域生活支援センターきららの林委員の後任といたしまして新しくご参画いただきます、岩田委員でございます。よろしくお願いいいたします。

委員

岩田と申します。よろしくお願いたします。私はきららが開所した平成15年12月からきららのほうに勤めていまして、平成22年・23年と石神井のほうにありますが知的障害の方たちの就労継続支援B型事業所の白百合福祉作業所のほうへ行ってまいりました。この4月から所長としてきららのほうへ戻ってまいりました。林ですけども、きららとういんぐ2所のスーパーバイザーという形で残っております。今はういんぐの所属ということで変わらず活躍しております。どうぞよろしくお願いいいたします。

障害者施策推進課長

ありがとうございました。続きまして石神井障害者地域生活支援センターういんぐの田中委員の後任といたしまして新しくご参画いただきます千葉委員でございます。よろしくお願いいいたします。

委員

千葉三和子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私もこの4月に石神井障害者地域生活支援センターういんぐのほうに異動してまいりました。その前が社会福祉協議会の総務部のほうにおりまして、その前、約6年間、練馬区立のかたくり福祉作業所のほうで勤務をしてまいりました。日々の制度は変わりますけれども、こういった場で皆さんと共通の認識を持ちながら支援にあたっていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

障害者施策推進課長

ありがとうございました。最後になります。本年4月に着任いたしました福祉部長の中田福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

福祉部長

皆さん、改めましてこんにちは。福祉部長になりました中田でございます。本日は本当にお暑い中お集まりいただきましてありがとうございました。前回は1月19日、ちょうど6カ月前だったんですね。寒いさなかだったんですけども、この会議どうも暑いさなか・寒いさなかということで、皆さまにはお集まりいただくだけでもご苦労かけておりました。6カ月たつ間に練馬区では、この3月に障害者施策の基本計画である練馬区障害者計画と、それからサービス提供体制を確保するというを目的としまして第三期障害福祉計画を一体のものとして策定しました。皆さまのお手元にも配布されているかと思ひます。

この計画づくりに当たりましては、各専門部会でも協議や意見書ご提出など、委員の皆さまには大変ご協力をいただきました。あらためて御礼申し上げます。今後はこの自立支援協議会の場を活用させていただきながら計画の進捗状況の確認など行なってまいりたいと存じますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

さて、相談支援体制の強化ですとか、支援決定プロセスの見直しなどを含む相談支援の充実を掲げた障害者自立支援法の改正が、この4月に施行されまして、練馬区としましても、相談支援事業者の拡大や、地域の相談支援の連携強化に向けた取り組みを現在行っているところであります。また今国会において、障害者自立支援法に替わる障害者総合支援法が成立するということになりました。新法では共生社会の実現を理念に掲げて、これまでの制度の谷間にありました難病等を障害者の範囲に加えることや、ケアホームとグループホームの一元化、障害程度区分に替わる障害支援区分の創設などが盛り込まれているということです。

また、障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方など、幾つかの規定については、法の施行後3年をめどに検討を行うということになっております。練馬区としまして、この新法施行に向け必要な準備を進めていくとともに、今後ともさまざまな状況に応じて適切に対応を図ってまいりたいと考えております。

いろいろ申しましたけれども、今年度は平成22年度に始まった第二期障害

者地域自立支援協議会最終年ということになります。これまで皆さまにはさまざまな議論をしていただきました。そうしたものをまとめるということとともに、新法成立や虐待防止法の施行等に対応して地域のさまざまな課題に取り組むことのできる自立支援協議会、これを目指して、また次期のあり方についてもご検討をお願いしたいと存じます。委員の皆さまにおかれましては、これからもさまざまな議案について忌憚(きたん)のないご意見を賜りたいと存じます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

障害者施策推進課長

ありがとうございました。本日はご紹介させていただきました4名の方、新たに委員にご参画いただきました4名の方の新たな名簿につきましても、事務局でご用意いたしまして今日中にお手元のほうに配布させていただきたいと思っておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

私からのご報告は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

副会長

ありがとうございました。それでは議題に入りたいと思います。次第の2、報告事項について事務局から説明をお願いします。

障害者施策推進課長

はい。障害者施策推進課長です。本日、事務局からの報告事項につきましては、(1)～(3)までの3件を予定してございます。資料1～3につきまして3件続けまして担当者のほうから説明させていただきます。その後、ご質問・ご意見等を頂戴いただければというふうに思います。その後の専門部会からの報告事項・協議事項につきましても、ぜひ活発なご意見をよろしく願いいたします。

それでは3件続いて担当のほうからご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

事務局

資料1～3、説明

副会長

ありがとうございました。それでは、ここまでにつきましてご質問・ご討議ありましたらお願いいたします。まず1番の「自立支援協議会の進め方について」に関していかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、2番の「障害者計画および障害者福祉計画について」に関しまして、いかがでしょうか。

資料2の2ページ、提言2の下の「法制度の過渡期にある中ではあるが、既存の障害福祉サービスに馴染みにくい障害者は存在する」。この既存の障害福祉サービスに馴染みにくい障害者というのは、具体的にはどういう人のことを指しているのでしょうか。

事務局

はい。事務局です。こちらは委員の方から出た意見を掲載させていただいたという形になってございますけれども、既存のサービスというと1つには、例

例えば区立福祉園のように介護中心の重い方を対象とする施設であるとか、その次というと、例えば就労継続B型であるとか、就労移行支援とか、ある種働くということに特化したような施設になっておりまして。介護と働くことになじまない方々も少なからずいらっしゃるというようなこともありまして、介護と働くということの間に少し距離があるというようなことで、既存サービスが利用しにくい方が少なからずいらっしゃる。こういったご発言だったかと思います。

副会長

他にいかがでしょうか。こども発達支援センターについてはだいぶ遅れてるみたいですが、工事は始まったようですが、進捗状況やいつから開始になるのかとか、どうですか。

障害者サービス調整担当課長

障害者サービス調整担当課長です。こども発達支援センターにつきましては、この4月から工事に着手しておりまして、今年の12月竣工、そして来年25年1月開設予定ということで現在準備を行っているところでございます。

副会長

他になれば、3番目の「障害者虐待防止への対応について」に関していかがでしょうか。

虐待防止センターの設置場所はどこになるのでしょうか。

事務局

はい。虐待防止センターですが、名称としてはセンターという名称がついておりますので、例えば地域生活支援センターであるとか、そういった箱物をどうしても連想してしまいますが、法の求めるところでいくと、虐待防止センターの機能、例えば相談を受ける機能であったり通報を受ける機能をどこかに設ければよいという形になっております。これについて、法施行間近ではあります。最終的に確定したものがございませんので、なかなか明言ができません。基本的には箱物を造るのではなくて、庁内の例えば障害福祉を主管する部署に設置をするというような形が想定されるかなと、現段階では考えているところでございます。

障害者施策推進課長

障害者施策推進課長です。今お話しした内容につきましてご説明させていただきましても、センターに関しまして、今、内部で検討を進めております。それで、内容につきましては資料1でお示しました自立支援協議会の進め方の中で、今後、第2回の日程でございますけれども、その日程の中で練馬区としての障害者虐待対応について資料をお出しできればというふうに考えてございます。引き続き検討しているということで、今の事務局のほうの説明については補足をさせていただきます。よろしく願いいたします。

副会長

いかがでしょうか。1番～3番まで、どの報告でも結構ですが。ないようでしたら4番の専門部会からの報告に移りたいと思います。

それでは資料4について、各専門部会より説明をお願いします。では、きららからお願いします。

委員

練馬区立豊玉障害者地域活動支援センターきらら専門部会より報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

きららの専門部会では、困難事例をテーマとして活動させていただいております。6月14日に今年度1回目の専門部会のほうを開催させていただいております。その中で今回、困難事例を少し出して話し合いをということで、事例をきららのほうから提出いたしました。

困難事例ケースの概略は見いただいているとおりになんですけれども、30代後半で発達障害とうつをお持ちの方です。この方について話し合ったところで、結果的に が出てきたんですけども、その中でも支援をわれわれがしているところでの困難さというところが、本人の希望がなかなか出てこない、出にくいっていうところと、それによって相談支援をしていくうえで詰め切れないっていうところがあります。

その中で、この方に関してなんですけど少し見えてきそうなのが、思春期のところでの引っ掛かりがあって、そのときに重要な支援機関と結びついていないのではないかというようなところが、われわれのところでは考える支援の難しさです。

そしてご本人のほうで、そういった生活をしていたりとかする中でも考えごとの傾向として少し出てきたものが、ご本人が必要と認識したものについては労を惜しまない。県外への通院とか、そういったことをやられています。あと就労経験のある方なんですけど、過去のリストラにこだわってしまい、その失敗で人生の負け組になっているというふうに考えている面ですとか、何か物事にぶつかって少し困難な面があると、過去の失敗を自分の中で持ち出してしまって、その考えに少しとらわれてしまうというか、そういう場面があって堂々巡りになってしまって悩んだりする場面があります。

また、自分の意見への同調を探すためなんでしょうか、支援機関を1つのことで変えて相談していく傾向があるのではないかというようなところがありました。その中で部会のほうで出てきた意見として、関係機関との連携に関して情報共有や相談支援の方法について統一しておくことが必要であるということ。(3)番のほうに位置しますが「発達障害の方は相談支援の場面の中で社会への不満を訴えることが多く」、またこの方もそういった方ですけども「そうした関わりの中で関係機関とつながっているのかもしれない」というような話が出ました。

また、(2)の部分ですが、専門部会の中で青年期の発達障害を抱える方への相談支援について注目してきたところです。今年度もそういった発達障害の方を始めとして、発達障害に関わらなくても個別の困難事例とを感じるものに関して、引き続いて困難事例であったり障害特性に関して見極めながら、どのように相談支援をしていくことがいいのかというのを検討していきたいと思っ

ております。

次回協議ですが、9月27日にまた、事例ごとの困難さについて個別性や障害特性を認識しながら、そこから見えてくる、地域生活を送るうえでの共通課題や必要な制度・サービスが、こういうものがあつたらいいのではないかといたところも含めて提言できるような方向で議論を進めていきたいと思っていますところ。

きららの専門部会の報告は以上になります。

副会長

はい、ありがとうございました。ではこの報告に関してのご質問・ご討論ありましたらお願いします。

この方の発達障害の種類はなんですか。

委員

ご本人から出ているのが発達障害というだけで、例えばアスペルガーや広汎性とか、そういったご本人からのお話は特には出ておりません。

副会長

先生たちが見て、だいたいどの辺というのはどうですか。

委員

われわれも非常に勉強不足なところもあるんですけども、医師ではないですけども、就労場面や相談を見ている中で、もしかしたら発達まではいかなくて、何か思春期のときの引っ掛かりがあるのではないかというような意見も、この方に関してなんですけど出てきている面もあって。関わりの中でわれわれも見たり、関係機関・医療機関との連携も必要なのではないかというふうに考えます。

委員

ちょっとよろしいですか。

副会長

はい、どうぞ。

委員

思春期のときにサービスを提供側と受ける側に何かボタンの掛け違いがあつたような、そのトラブルをずっと引きずっているというような印象のお話でしたけれども、それは具体的には分かっているんですか。

委員

ご本人の中でどこまで話をしているかということもあるんですけども、この方、学生時代に……

委員

学生時代って大学生ですか。

委員

大学も出ているんですけども、高校生とか中学生のときいじめられていたという発言があるんですね。ただ、その中で誰かに相談をされていて解決に結びついていたかということですか。おそらく大学ぐらいになると、人との関わ

りの中でどうしても友達ができにくくなったり、仲良くなっても離れていってしまうっていうようなところがあったとしても、なかなかそこが、社会が悪いっていうふうに考えてしまったりとか。ご本人が誰かに相談したりとか、気づいている誰かがいたとしても機関に結びついていなかったりというところでは。就労の場面とか、自分が直面化する場面になって、初めて相談できる機関であったり、そういった人に結びつくというような場面が多いかなというふうに感じています。

委員

つまり一般的な学校でのいじめとか、中学・高校時代にいじめとかそういうトラブルの渦中にあったときは、彼は一切そういう外的な保護とかサービスを受けるチャンスはなかったということですか。

委員

あったとしても、おそらく自分から助けてほしいというような声は上げられなかったのかなというふうに感じています。その中で、きららに来るようになって、この事例を検討会で出したときにはハローワークへの不満を述べたり、相談支援機関への不満を述べたりとかっていうことは非常に目立った時期ではあります。

そういった、もしかしたら聞いてくれるだけでもいいかもしれないし、自分の不満っていうところを言える場所で、少し一緒に考えてみようっていうように返せる場所っていうのが具体的にあるだけでも、もしかしたら違うのかなというふうには感じています。そういった中で、彼はきららによく来る方ですけども、きららに来るようになって他のメンバーと話をするようになってというところで、生活の構築の生き直しというか、組み立てをもう一度している場面もあるかなというふうに感じることもあります。

副会長

10代後半に、不登校とかいじめとかそういった状況があって、知的な遅れがないから大学も出られるし、学校としても発達障害にまでも至らないというか、本人も親もそうだったのかもかもしれないし。うつを診断した精神科の先生がそこで何かアドバイスをあげればもっと違ったかなという気はしますけど。他にいかがでしょうか。

ないようでしたら次、ういんぐの報告をお願いします。

委員

石神井障害者地域生活支援センターういんぐの専門部会の報告をさせていただきます。石神井障害者地域生活支援センターういんぐの専門部会は、地域移行をテーマに、主に精神障害のある入院患者が地域生活に移行・定着をしていく退院促進に向けて、課題や支援方策について協議をし、提案していくことを目的としております。

今年度24年5月9日と、6月27日に会議のほうは開催させていただいております。今年度、障害者自立支援法の一部改正に伴いまして、あらためて障害者地域生活支援センターは指定相談支援事業者として、一般相談支援事業者

として位置づけられたところではありますが、障害サービス利用に関わるケアプランの作成は10月以降の対応となっておりますが、地域相談支援に関わる計画作成および地域移行・地域定着支援についての対応は既に始まっております。

地域生活支援センターへも障害者の施設・精神科病院から問い合わせも寄せられていることから、新体系における主に地域移行・地域定着の支援の方向性について、東京都より中部総合保健福祉センターの地域移行担当者の方にご参加いただきましてご説明をいただき、また各委員の新しい制度に向けた共通の認識を持てるように事例を含めて質疑・意見交換等を行った2回の開催になっております。

また、これまでの専門部会の経過報告に伴いまして、今年度の専門部会の協議の方向性を確認いたしました。障害者の地域移行・地域定着に向けての年齢・心身の状況等、ライフステージに応じた支援のあり方を検討することとしております。

主な協議の課題としましては、やはり長期入院患者の高齢化が進んでおりまして、退院後も高齢期に課題が多いことから、1つは既に高齢期に入り要支援・要介護状態にある方、あるいは認知症等を発症している方への支援としまして、主に高齢障害者の介護保険サービスと障害者の自立支援制度の間の橋渡し・連携が必要なことから、障害福祉関係部署と高齢福祉関係部署など関係機関との情報の共有、また有効な連携方法について検討していくこととしております。

また、2つ目として、高齢期を迎える比較的心身の状況が安定している方への支援としまして、日中活動の場。先ほど自立支援協議会の意見の提言の2というところにも出ましたけれども、既存の障害福祉サービスになじみにくい障害者の存在というのが、たぶんここが位置づけられているのかなと思うんですけれども、やはり作業所というところではすこし困難さがある。かといって、日中、地域生活支援センターには通うにしても、他に行き場がなかなかないという方を含めた居住サポート体制と、日中の活動についての検討を行なっていくこととしております。

次回以降の協議といたしましては、ライフステージに応じた相談支援事業の意見交換と、事例検討など現状の把握をするとともに、精神の障害を抱える高齢者の居住の支援について、高齢者相談センターの保健師の方にもご参加いただきまして協議を行なっていきたいと考えております。次回は8月1日を予定しております。

ういんぐの専門部会からの報告は以上です。

副会長

はい。ありがとうございました。ただいまの報告に関してご意見・ご討議ありましたらお願いします。はい、どうぞ。

委員

ういんぐでは、精神の障害を抱える高齢者の居住支援というのは、高齢者の

小規模な居住、グループホームとかそういうような形を考えてらっしゃるんですか。

委員

それも含めてですね。お一人でお住いになる、賃貸の住宅を借りるにしましても、いろいろ課題が多いので、そういったことを含めて検討していきたいと考えております。

委員

グループホームとか、個別に普通の例えばマンションなんかの一室を借りたりとか、その他にもうちょっと中規模とか大規模な高齢者の施設ありますよね。居住施設は。

委員

はい。

委員

そういうものも全部含めて考えてますよ、ということですか。

委員

はい。その方の個別性に応じて考えていきます。やはりグループホームですとかも、日中の活動の場が定まっていないと、なかなか皆さん「入ってきていいですよ」という形にはならないんですね。ですからいろんなものを含めて検討していく必要があります。

委員

分かりました。

副会長

他にいかがでしょうか。ゆくゆくは精神病院がなくなるという方向なんですか。

委員

たぶんなくなるという方向は、なかなか。イタリアとかではそういうお話もありますけれども。今回の事例の中でも、37年間入院をされていた60歳代の方は、病院の中では何も不自由もないですし、病院側としてもそんなにご苦労されていないと言うと語弊があるかもしれないですけども。その方にとって果たして退院されてお一人で生活ですとか、グループホームで今までの37年間住んできた所から離れて新たな生活を一步踏み出すことが、その方にとっていいのかどうかというところも、支援してる側からしてみると考えどころではあるかなという。

やはりそのぐらいになりますと、ご家族の支援っていうのはもう受けられない方が多いので、いかにその方を取り囲んでどういうふうに支援をしていくか、またその方にとってそれが本当に幸せなのかどうかということも含めて考えていくことが必要で、結構奥が深くなってきちゃうんですけども。

副会長

他にいかがでしょうか。

ないようでしたら、さくらの報告をお願いいたします。

委員

はい。大泉障害者地域生活支援センター専門部会からの報告をさせていただきます。開催日は6月21日でした。

私どもの部会は少し大きなテーマというか、障害の方のこれからの住まい方とか地域での暮らしのあり方というところから入っていった関係もありまして、少し各論に入っていくのがようやく入り口にたかなというところでございます。住まい方・地域での暮らしをテーマに、そこから派生して地域における互助や支援のネットワークについての議論を進めていっているところでございます。

とりあえず今回の専門部会で出されたいくつかの意見をそこに書かせていただいております。読み上げますけれども「将来の暮らし方において、本人が希望する形態が多様化している。あらためて互助の必要性が問われている」ということでございます。地域の中での支え合いの仕組み、すなわち互助の関係が構築されることが、当事者らしい生活を支えていく上で重要な要素となるということでございます。

ただ、こういった議論をするときに、地域とかコミュニティとかいう言葉が飛び交うわけですが、その言葉自体が何か曖昧模糊(もこ)として分からないという意見もございます。もう少し本人がどのような支援を地域で受けているのかを具体的な事例に照らして見ていく必要があるということで、障害者という大きなカテゴリでくくってしまって一般化するよりも、各障害種別・特性ごとに見ていこうじゃないかという議論は、前回からも少しずつ進んでいるところになります。そういう中で、コミュニティの課題とかそういったことを現実的な提案をしていければということになります。

それから「高齢の親が、障害者を介護し続けている」という、施設入所しかないという発想から抜け出せない状態であるというご意見も引き続きございます。相変わらず、重度の方を中心に、親亡き後の対策がめどが立たないという状況がございます。こういったような課題をあらためて確認する中で、それでは具体的に少しずつどう手がけていけばいい、この問題を解決に向けてどう手がけていけばいいのかという議論が、後半のほうでございます。

互助の問題ですけれども、全体で何かやろうとしても、練馬区はやはり広すぎるというところがございます。いろんなところの地域を底上げしていくときに、その過程の中で当座地域差があってもやむを得ないのではないかと。できることをできる地域でやっていくということも必要だということです。そのためには、互助について言えば、参画しやすいために呼び水となるものを仕掛ける必要があるのではないかという意見もございました。

それから、誰かがとにかく最初の動きをしないと、自然発生的に動いてくることはないということで、ある程度スキルのある方・分かってる方が先導役になることは必要だろうということです。同じ意見ですけども、課題の分かる人とか、例えば現に支援者である人、支援関係機関がある方、そういった方が一定の役割をとおして担っていかないと動いてはいかないでしょうということ

でございます。

この議論の部分では、私どものさくらのほうで地域活動支援センター 型事業として、今回6月に立ち上げました福祉カレッジ「スクーデリア」という事業についてご紹介をさせていただきました。福祉カレッジというのは、障害を持つ親を対象にいろんな福祉制度とか子育て上の課題であるとか、そういったことを1つの講義形式にしまして、いろいろな支援者をそこに講師として招いて大学形式で好きな科目を親御さんが選んで受講できるという、半年間にわたって実施している新たな事業でございますけれども。

親への学び支援というだけではなくて、ここに参画されている、これから地域の支援を背負って立つ立場のいろいろな事業者さんに講師となっていただきまして、その事業者さんに支援者や支援機関の方とこの講座の中で出された、サービスを受ける親が受講生になっているものですから、そのやり取りの中で課題となっていることをくみ取っていただきまして。カレッジが終了した段階で、今年度末のあたり、地域の支援の仕組みづくりみたいなものを議論しようということを考えている事業でございます。

ちょっとこういうことも連動させながら自立支援協議会専門部会の議論を進めていきたいということをお話はさせていただきました。次回は9月に予定しておりますけれども、そういう意味で、誰が何をしなければいけないのかという、各支援者・支援機関の役割というものを議論していきたいと思っていますところでございます。

以上です。

副会長

ありがとうございました。ただいまの報告に関してご意見・ご討議、ありませんでしょうか。

委員

じゃあ、いいですか。

副会長

はい、どうぞ。

委員

きららとういんぐとさくらの報告を聞いて、もうちょっときららみたいに事例をちゃんと出したほうがいいんじゃないかと思っています。じゃないと、ういんぐとさくらでは、どんな人が何に困っているのか、人が見えなくてコメントしにくいって思っています。あと、せっかく年間3回しかないこの自立支援協議会なので、話し合いたいんですね。例えば今回出したきららみたいな事例研究があって、ういんぐとさくらが事例を出して、たぶんその事例を出すに当たっては事前に話し合いがそれぞれの中であるだろうから、出そうとしている事例に関して所長同士4人で話し合う機会ってあるんですか。

なければ作ったほうがいいと思ってるんですけど。自立支援協議会に出す事例に関して4人の所長で話し合っ、共通の課題をちゃんとそこで見出して、そこをたたきとして提案として、こういう課題があると思いますよっていうの

をここに出して、それに関して自立支援協議会で話し合うみたいな形を作らな
いと、話し合ってる感じがしないんじゃないかと思っていて。なので、事例を
出してやっていくはどうですかというふうに思っています。

そういう報告があって、今回すてっぷから協議として出していますが、代表
してどこか4つの中から代表して話し合う。例えば今回だったら、きららから
出された事例だと、10代になんかあったんじゃないか、いじめがあったんじ
ゃないか。たぶんいろんな相談が4カ所にちゃんと来てると思うんですね。相
談事例として。それを出して、あ、うちにもそういう事例が見られるわって
いうのがあるんだったら、ここで協議して。そしたら特別支援学校だけじゃなく
て普通学校とネットワークしなくちゃいけないよねっていうか、つながらなく
ちゃいけないっていう課題がたぶん出てくると思うんです。具体的に。じゃあ
普通学校の人とどうつながればいいのかっていうふうになったら、普通学校の人
をここに呼んでやるとかかって思うんですね。そうすると非常に分かりやすくな
るといふか、話しやすくなるような気がしています。

以上です。

副会長

はい、ありがとうございました。自立支援協議会のあり方についてのご意見
ですが、事務局からどうですか。

事務局

はい。事例の事前調整という形ではないんですけども、事務局会議という
ことで毎月、障害者施策推進課と4所長を交えて協議はさせていただいており
ます。それと、事例ということで、今回のきららの場合はほんとに個別・具体
的な事例をご紹介という形になりました。そのほうが議論しやすいと、そう
いうご意見ということは十分分かります。ただ、ういんぐやさくらの報告につ
いても、まるっきり架空のうわべだけの議論をしてるということではなくて、
その元となるものについては個別・具体的な事例があって、さまざまな地域の困
難性とかそういったものから抜き出して議論は進めてるという形にはなっ
てるかと思えます。

ですので、今後の見せ方というか協議の活性化をするために、どういう表現
がいいかということについては事務局のほうでも十分検討していきたいと思
います。よろしくをお願いします。

副会長

ということだそうですね、いかがですか。はい。

委員

今のお話と、私、全く同じなんです。全く同じというか、そういう形になっ
て行ってほしいなってふうに思って希望したいと思えます。

さくらのほうの、これは個人的な意見かもしれませんが、「高齢の親が」とい
う、「施設入所しかない発想を抜け出せない実態がある」という、うちの会が
全くそうです。これは大きな問題っていうのか、やはり今子どもも親も高齢化
している中では、私たちの代では施設入所っていうことがまず一番の方策なり

施策ってというか、それしかないという考えでした。だから、これが抜け出せない実態か、抜け出せるものがあるのかってことが、1つ今後の検討課題としてすごく大きく期待したいと思いますし。抜け出せるということは、受け皿がなきゃ抜け出せないんだってということも踏まえて、やはりさくらさんでここを大きく取り上げながら、また、この会議で子どもたち、そして親たちの将来に向けて1つのテーマとして、やはり皆さんの意見で起こして行ってほしいなというふうに私も思いました。よろしくお願いします。

副会長

はい、わかりました。では、ほかに。

はい、事務局から。

障害者施策推進課長

障害者施策推進課長です。ただいまそれぞれの事例に関するご意見いただきましたので、今のご意見踏まえまして、また今後の資料作成の仕方・進め方について、また4センターの所長を含めまして十分検討してまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

副会長

はい、どうぞ。

委員

練馬区は第1期があってこれが第2期ですが、もうそろそろ終わりですけれども、他の区市町村では自立支援協議会の内容が非常に個別・具体的な形式としてるわけではないのかもしれないけれども、少なくとも協議会の内容が現場にフィードバックして、非常に協議会自身が活発に動いている。協議会があってほんとに良かったっていう声を私は研修で聞いてきたんですね。

練馬区は第1期が具体的なことにつながらなかったという最終報告ですよね。第1期は、今度第2期もそろそろ終わりなんですけれども、練馬区として、この協議会をどうするのか……。それで、もっとケースの具体的な検討というよりも、ここでの協議がもっと具体的に現場にフィードバックできる「ああ、練馬の障害者自立支援協議会、設置されてほんとに良かったよね。他の所の情報がこれだけ豊かに入っていて。あっちにコミットしよう、こっちにコミットしよう」、そして現場の者同士でまたつながっていくとか、どういうものになっていかなければ。なんか、「やってます。はい、法律に従ってやってます」っていうのでは、時間も皆さんがご足労いただいて、たくさんの方がいて、もったいないのかなっていう。少なくとも第1期が具体的な報告につながらなかったっていうのであるならば、第2期は、第3期もまだあるんですけれども、第2期はもう少しはっきりしていただきたいっていうのが希望です。何話してきたの？って言われて、私、ほんとに答えにつまっちゃうことがあるんですよね。「練馬区の、悪いけどホームページ見て。書いてあるよ」って逃げたりするんですけれども。

副会長

他にいかがでしょうか。

委員

親の会の委員ですが、法人運営もしていますので両方の立場からの報告をします。

今、各委員からも同じような意見となるのですが、私も最初から委員をやってみて、自立支援協議会は、そういう意味では制度設計ないし行政の枠組みづくりという大きな中でやると思うんですね。その中で具体的な事例が出てきて、例えばういんぐの千葉さんがおっしゃってる障害者自立支援と介護保険との関係。これは実際われわれが支援したときに、どこまでが障害者自立支援法でやって、どこまでが介護保険なのか。実は高齢の障害者も働きに入ってきてるっていうところもあって、どういうふうに適用したらいいのかが、自立支援法では分かるが介護保険との関係がなかなか分かりづらい。この辺りもやはり自立支援協議会として障害者支援をする場合には、もっと具体的な、例えば相談機関だとかネットワークをつくるとか、そういうものが具体的に提案されて、次の機会にこういう支援ネットワークがあれば、このように解決できますよというようなことの協議ができるが一番いいと思うんですね。

さくらもちも関わってる内容が、これも出てるんじゃないかと思うんですが、実際高齢の、親の会ですから高齢の親と高齢の障害者を抱えてどうしようかと。実際にやるのは、やはり通ってる事業所の職員なんですよ。残念ながら。職員が最終的には動いて、まずは障害のある利用者をどういうふうに落ち着かせるか。あと、実は親の会のネットワークで家庭内の情報もいただきながら、介護保険を適用しないと無理ですねというふうな内容で、今度はそれぞれの主査さんをお願いをして、主査さんから横の高齢系をお願いをして、支援しています。

この辺りの、いわゆる高齢系と障害者系の行政の縦割りっていうんですかね。どうしてもあって、われわれもそういう専門知識、勉強をすればいいかも知れませんが、そういうところの橋渡しがなかなか難しいのと。道家さんも同じ思いだと思いますけど、私も入所じゃない形があればやっていきたいと思うんですが、残念ながら今、高齢の親と高齢の障害者をどうしようかといったら、今、入所しかないんですね。われわれでも2人ぐらい入所を誘導しました。正直言いまして。で、障害の子を今どうやって、私どものところで受けているのと、別のところをお願いをしてやっているという実態ですね。ですから、こういう事例がせっかく出ているわけですから、それを具体的に自立支援協議会で、障害者に寄り添う自立支援協議会っていうんですかね、大変曖昧かも分かりませんが、そんな協議があれば、同じような意見がみんなおありだと思いますけど、ぜひ検討してもらいたいと思います。

以上です。

副会長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

福祉部長

福祉部長でございます。今日初めてこの自立支援協議会には出席させていた

だいたんですけども、今の皆さまの意見を伺っていると、やはり課題の整理というものをもう少しさせていただいて、それでこの協議会の場に持ってくるということも重要だと感じております。例えば今の、施設入所と地域で暮らすという課題につきましても、国の施策からしまして、やはり施設というものを非常に重視する流れというものがあって。今、高齢のほうのお話もいただきましたけども、私のほうでも現在でも、例えば特別養護老人ホームの設置の計画を立てているなどというように、非常にいわゆる箱物で施策が図られるということが続けてきているし、国との、例えば補助金といったものも、そういうところに出てくるということというのは、なかなか脱し切れずにあります。

その一方で、先ほど精神障害者の地域で暮らしてくというテーマも出されましたけれども、それについても現実的にはなかなか日本で精神病床というものが数としての現状維持みたいなものも続いているといったことも指摘されているところで。こうしたテーマを、例えば私ども練馬区という行政の単位の中でどういうふうに対応していけるかっていうところもわりと明確にして、それで実効的にどういう取り組みができるだろうかということ、皆さんにご議論していただくというような出し方も必要かと思っておりますので。いろいろ意見いただきましたけども、そうしたものを2回目、3回目に反映できるように努めてまいりたいと思います。

今日のところはそういったお約束のレベルにとどまりますけれども、ひとつこれからよろしくお願いします。

副会長

はい。それでは、次行ってよろしいですか。他にご意見あれば。スクーデリアの講師というのは、さくらさんの予算の中から出るということですか。

委員

そうです。なるべく講師の方も、あんまり偉くない方という言い方も変ですけども、あんまりいろいろなところで講演をされてなかったといいますが、まだやや若手というか中堅どころというか、そういう方を人選をしまして、これから練馬区の地域福祉を背負って立っていただくかなっていう方を選ばせていただいています。

スクーデリアのキャッチフレーズが「生徒も学ぶ、講師も学ぶ」ということなんですけども、前半の講義、カレッジの部分が終わりましたら講師との支援ネットワーク、まさに先ほどからご意見いただいたようなことを、講師を囲んで私どものさくらで議論をしていきたいと思っております。その中でまた専門部会の委員になっていただく方も出てくるのではないかなというふうには思っております。

副会長

ありがとうございます。それでは次の協議事項に移りたいと思います。すてっぷさんからお願いします。

委員

光が丘障害者地域生活支援センターすてっぷ専門部会の石野です。この間、

権利擁護をテーマに話し合いを進めてまいりました。権利擁護の中でも特に地域による見守りの支援ということで、この間議論を進めています。権利侵害が起こってしまうと、その最たるものが虐待だと思わなければならないけれども、そのときにリカバリーをどうするかというのは法律によるところが非常に大きくなっていくかと思えます。ただ地域としてどう考えていくかっていうときに、権利侵害を起こさないような地域の仕組みづくりというのが大きな課題になってくるだろうということで、この間継続して地域による見守りということを話し合ってきたものです。中でも、見守りを進めていくための支援のツールとして「安心カード」というものを作って、その運用によって地域づくりに結び付けられないかということで議論をしてきたものなんです。

本日配布しました資料で、協議事項を書いたものと、その後ろに先日の部会で配布しました資料も付けております。この間の安心カードを運用して、街づくり、地域づくりを、障害者が安心して権利侵害を受けない、自分の権利を守られる地域を作っていくということで、どのように運用していったらいいか、その課題はなんだろうかということをお話してまいりました。

2枚目のほうの資料に「安心カード運用の課題」というのが載せてあります。その中で、安心カードというのが、ごめんなさい、行き来して申し訳ないんですが、3枚目の資料にそのモデルが示しています。左側が表側、右側が裏側です。こういったカードを作って持ち歩くことによって、緊急事態が生じたときに身近な方が支援していただけるようにというものなんです。これだけの大きさのもので、ここに盛り込める情報というのは限界があるなということで、本当に必要な情報をそこに盛り切れるかということが1つ課題になってきた。

もう1つ、支援が必要な状況になるときってというのは、先ほどからご家族ですとか施設の職員さんの話が出てますけど、たぶんそういう方が身近にいないときなんですね。そういうときに支援に入ってもらってというのは、全くの第三者もしくは行政機関、要するに警察、交番のお巡りさんであったりとか救急隊員であったりとか。そういう人達が直接の支援者になってくるというときに、そういう普段障害を持った方と接してない人たちに支援をしていただけるような啓発活動というか、理解してもらうような活動というのが十分にあったうえで、こういったカードが導入されることが必要だよなということが2つ目の課題。

3つ目の課題として、特に知的障害を持った方が中心だと思わなければならないけれども、緊急事態が生じたときにこういうカードを作ったとして、それを提示できるかと、相手に示して協力して欲しいと、それができる人だったら、たぶんカードなくても言えるんじゃないのという意見もありました。シビアに考えるとそういうことですよ。そういったときにカードだけではなかなか難しいんじゃないか。ほんとにそれを活用できる方ってごく一部じゃないのかという疑問が出されています。

4つ目が、こういったものを作ることによって、その方の個人情報他者に

漏れやすくなると。特に支援に当たってくれる良心的な方ばかりでは必ずしもないと。そういったものがあるよと、個人情報を持ち歩いている、簡単に手に取れるってなったときに、それを悪意を持って利用する者が出てくるんじゃないかという不安がこの間の議論の中で出てきています。

それについてどうやって対応していこうかというのがテーマになっていたんですが、その議論をしている最中に、ちょうど3月の部会と6月の部会の間ですね、救急あんしんシートというのを練馬区さんのほうで配布を始めてくださったんです。この対象というのは、高齢だったり障害をお持ちで健康に不安を抱えている方が、地域で例えば事故に遭った、もしくは病気で発作を起こして倒れてしまった、そのときに救急隊に病院に連れて行ってもらうんですが、ご自身で自分の状態を伝えられなければ適切な治療が受けられない。そのために、ここに必要な情報を記入して持ち歩きましょうというものなんです。

そもそもは、救急車に乗るときに、救急隊に助けてもらうときに最低限必要な情報を伝えましょうというために作られたものです。必ずしも障害者に広く権利擁護のために使うという目的で作られたものではありません。ただ、今回これができたことで、これを活用することによって先ほどの課題は解決できないかというところで議論したのが6月28日の部会になります。

結論としては、これを活用することによって、一定、先ほど出しました4つの課題ってというのは解決できるんじゃないのかというところで、そういう結論になりました。その4枚目について「ねりま安心シート」、上面が表面、下側が裏面になります。これを作成して障害を持った方の権利擁護のツールとして活用してみようと。まずそういう手法をすてっぷを中心に生活支援センターのほうでしながら、今後の活用の展開を考えていくということになっています。

この中で特に今回、協議会の中で議論していただきたいところとして、やっぱり障害者の問題を、特にこの自立支援協議会というのは障害者が地域で自立して安心して豊かな生活を送ってくために、地域として何をしなきゃいけないのか、それは当然、行政を中心にして地域として何をしなきゃいけないのか。行政だけの問題ではないと思うんですね。どういう地域を作ってくかというところを議論するのが自立支援協議会かと思います。その中で、今回、障害者のために特化して作られたものではない、こういったツールを活用することによって、一定の障害者が共有している問題を、少しですけど前進させる可能性が今回は協議の中で見えてきたというところで、そういう活用の仕組みを作ってくときに、障害関係者だけで集まって情報を集めて議論してもなかなか難しいのかなと。それについて皆さん、どのようにお考えになるかというところですね。

実は、これも作成する段階でこういった情報が障害担当部署のほうに入ってきてれば、障害者版のシートをたぶん作ったと思います。十分作れたと思うんですね。その時点で障害を持った方にもこういったものの活用っていうのも広報してくことができたのかなというふうに考えています。でも現在はそういう仕組みにはなっていません。これの担当部署は障害関係部署じゃありませんか

ら、これができたところで情報が回ってきて、私たちが活用を考えたという経過があります。

ただ、活用を考えていく中で非常にいいツールなんですね。これを付けてることによって、実際うちのセンターを利用していただいている当事者さんでも、光が丘のIMAのショッピングセンターの中で、急に発作起こして倒れてしまった。その方も、これがあったことによって消防隊がその人は障害があるんだということが分かって、きちっと病院のほうに連れてって、そのことを引き継いでくれた。すぐに幸いその方、回復されて、ご自身でちゃんとお話ができる方なので、そのあとは自分の状態をお話して、幸い入院にはならずそのまま帰ってきた。でも非常に安心したとおっしゃってました。

それ以外でも、やはり地域のさまざまな仕組みを、活用の仕方というのを障害者視点で考えていくというのが、こういう関係者で集まって話し合う、地域づくりを考える協議の場の大きなテーマになってくるのかなというところで、今回の事例を参考にその辺を議論していただけるといいなということが1つです。

もう1つは、やはりこれの大きなメリットというのは、既にこれは練馬区内、もともとは東京都の防災救急協会というところが、消防署の外郭機関になっているのかな、が作成したものなんです。なので、これの意図、当事者さんが緊急事態に陥ったときに必要な情報が入ってるということについては、都内の消防署の消防署員さんや救急隊員さんは少なくとも全員が理解されてるということです。また練馬区さんのほうでは区内の各警察署についても、こういったものを配布し利用を促進してますということを知っていただいているということなんです。さらにそこから民生委員さん等にもこの情報は当然伝わっております。

もう1つの、協議していただきたい、考えていただきたいことなんですけども、障害者を支援する仕組みをつくったときに、それを活用するのは地域なんですね。やっぱり障害者支援の関係者から発信したとしても、なかなか地域には行き渡らないときに、その役割は誰が担うべきなのか、どういう仕組みを作っていくべきなのか、というところについても考えていただけるといいかなと思っております。

すてっぶ専門部会の報告は以上です。よろしく願いいたします。

委員

すいません、これ知らないっていう方にちょっと回していただけますか。

委員

はい。現物をお持ちしております。それで、お持ちでない方はぜひ利用していただけたらと思います。

委員

ありがとうございます。

委員

これは日々の暮らしの中で活用するものですよ。

委員

そうです。日常的に。

委員

このあいだの大震災のときは、やっぱり必要最低限の情報が一番役に立ったというふうに聞きました。たくさん情報は必要ないと。だから、このように必要最低限の、薬を何を飲んでるかとかそういうのを、最低限のことが分かったほうが、普通の人っていうか地域の人、緊急避難のときの対応する人が戸惑わないで済むというのを聞いたんですけど。

委員

その辺の議論も、この協議をずっと続けてく中で3.11の東日本大震災ありましたから、日常の中でこういうような見守りの仕組みをつくることでなくて、災害時の非日常の場面での要支援者を地域につなぐ仕組みっていうのも必要だ、そこまで広げて考えてくべきであるという議論が当然出てきてます。

これのいいところというのは、先ほどの最低限の情報といっても、一人一人によって、その人がどのような場面で支援を必要とするか、また、そのときに支援をしていただく方に渡すべき情報ってのは、皆さん違うと思うんです。なので今回お配りした資料に入ってるものも、あくまでモデルです。レジユメのほうにも書いてあるんですけども、基本的にはそこで使うものっていうのは、個別に作ってくべきだと。障害を持った方の場合は特に個別性が非常に高いですから、単にこれを配布したというだけではなくて、配布とともにそこで入れるシートの作りであるとか、また、ここにも書いてあるんですけども、シートと一緒にかばんの中に携行するものは何が必要であるとか、そういったものを、相談支援をとおして一人一人にコーディネートしてくってという仕組みが併せて必要だと思います。単純に配布すればそれでいいというものではないので。

ただ、これを1つ入ることによって、ある意味、相談支援もまた活用することができるといえることが、今回の協議の中で分かった点です。

一緒に持ち歩くものとして、例えば災害の起きたときに、どのように支援がしてほしいというコミュニケーションボードですとか、そういったものを作ってるところもあるんです。例えば、こういった形でコミュニケーションボードといって、口頭で意思を示すことができない方が指差しで示せるようになるものであるとか、その災害版というのが作られています。災害時に必要な内容に絞って、指差しで意思表示ができるようになるものだと。これだと首から提げてくわけにいかないわけですから、これをかばんの中に入れておいて、かつ、このシートのほうに、コミュニケーションのために必要なツールをかばんの中に持っている。本人が出せなかったらそれを出して支援してくださいということを書いておくことによって……それは個々に変わります。その人のニーズに合わせて書いておくことによって、支援に入る側も安心して支援できる。

障害を持った方の支援って、非常に障害者一人一人個別性が高いですから、

相手のこと分からないときに何していいか分からないっていうのが、日常的にも聞かれますし、特に災害あったときなんか、そういう意見も非常に大きかったですよね。そういった情報を提供することによって、町の中に支援者を増やしていけるんでは、安心して支援できる人を増やしていけるんじゃないかという意見が部会の中で出ていました。

副会長

確認ですけども、この赤い袋とこれは、今は区がもう配ってるわけですね。

委員

はい、既に配布しています。こちらのシートの下のほうに書いてありますが、配布してる窓口が高齢者相談センターと、各高齢者センター、敬老館、障害者地域生活支援センター、保険相談所、区役所の高齢社会対策課と健康推進課の窓口となっています。見ていただければ分かる通り、大部分は高齢の方の窓口になってますね。だから、主体の対象っていうのも固い言い方ですけど、やっぱり高齢の方をイメージされてるんだと思います。ただ、支援するツールも障害者視点で見て考えたときに、障害者支援の仕組みとして活用できる可能性が非常に大きくなると。

副会長

この中身だけ変えればいいっていう話ですか？

委員

中身を作り変えるということと、作る過程で、この場合はフォーマットが決まっていますから高齢の方はこれに書いて持ち歩くっていうだけなんですけど、障害を持った方の場合は、そこに相談支援が必要だということですね。相談支援の仕組みを結び付けることによって、非常に活用の可能性が出てくるというふうに考えています。

副会長

いかがでしょうか。はい。

委員

前任が知的障害の方たちの施設なものですから、そちらの経験で話をさせていただきたいんですけども。白百合にいたときにこの救急あんしんシートの配布が決まったということで、社会福祉協議会が民生委員さんとのお付き合いもかなりあるもんですから、民生委員さんの連絡協議会、地区ごとに行われてるんですけども、そこでも区の福祉事務所の担当の方が紹介をされていて、われわれ白百合のほうにも障害者施策推進課から配っていただいたんですね。

それで、白百合のほうは家族会が毎月あるもんですから、家族会でご家族に「どうですか」という話をしたときに、このシートを配った意図というのは、例えば糖尿を持たれてる方とかも、突然道で歩いて倒れてしまったり、発作があったりとかしたときに、てんかんをお持ちの方とかも専門家であったりとか関わっている人を見ると分かると思うんです。けれども、分からない人を見ると、例えばそれは薬物症状で倒れているっていうふうに見られた経験があるっていう利用者がいたりとか、よく訳が分からないということで放っておかれ

たりすることもあるということで。

そのとき救急車が来たとしても、救急隊員っていうのはかばんの中を開ける権利というか職権がないっていうことで、警察の方はかばん開けて身元を確認するんだけど、消防はできないっていうことで、これをかばんの外に付けておくと、なんだろうっていうことで。先ほど石野さんから話があったように、それで見ることができるというような話を伺って、家族会で案内したときに、白百合は定員がそのとき40名なんですけども、少なくとも10名以上の方は、家族会で配ったりした後から付けてくれるようになった方もいます。

多くはお一人で活動っていうんですか、ガイドヘルパーさんとかと出掛けたりとか、お一人で活動している方たちが多かったんですけども、それを付けておいてくれることで職員も安心をやっぱりしたし、利用者さん自身も、何書いてあるのって言ったら、ご自分で見せてくれたりとか、自分のことが書いてあるんだっていうふうにお話をしてくれたりしたので。特にここは、どんな薬を飲んでいるっていうのが記入するところがなかったりするんで、それはご家族に自分で書いて入れてほしいっていう話をしたりとか。

震災の直後に、さきほど遠藤委員もおっしゃってたんですけど、最低限の情報っていうのは必要だっていうところで、服薬は特にされてる方、特に糖尿病であったり精神のお薬を飲まれている方も多いと思うんですけども。なかなかその情報を施設では持っていない、例えばそこに個人情報が入ってくると、それが震災でその情報を取り出せなくなってしまうときってのは、全くさらの状態になってしまうので。ご本人が持っている、もしくは持っていたっていうふうになれば、そこで対応しやすくなるっていうことでいろいろお願いをしてたところなんです。

その中で専門部会の中でこういった議論があって、特に服薬であったりかかりつけ医みたいなものを書けるようになってくると、コンパクトにまとまってきた非常に活用できるといいかなというふうに個人的には思っております。特に精神の方が今、きららには多いんですけども、4月から着任して7月なんですけど、私が、この人付けてるんだなって、パッと見で自分の肉眼で見たのはお二人ぐらいで、比較的知的の方と違って精神の方はそういった状況になると自分で言える方も多いのかなというふうに思います。

ただ、精神の方でもなかなか自分のことが言いづらかったりとか、自分が病気を持っているっていうことを言いづらい方もいらっしゃるんで、その辺の配慮もうまくしながらやっていけるようにしたいなとは思っております。

以上です。

副会長

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

委員

1つには、見守りの仕組みづくりの一番下「救急あんしんシートについて」の一番下の、「練馬区が配布するが、使用は自己責任となる」というのが、なんだからあっている表現だなんて思うので、どうかしたほうがいいかなと

思うのが1つと。あとは周知する相手なんですけど、警察と消防とか救急隊員って書いてあるんですが、地域ってということで、コンビニをやっているところに周知するのはどうかと思っています。コンビニエンス連合会というのがあるのかどうか知らないんですけど、そういうところがあれば、救急だけじゃなくて安心カードの利用の仕方も含めて、まずそこに声掛けて「こういう人がいるんです」というのをやったほうがいいかなって思っています。

というのは、どこから聞いたかもあんまり覚えてないんですけど、トラブルっていうのがコンビニとかスーパーで比較的多いのかなと思っています。聞きたいなと思ってんですけど。特別支援学校の先生に。そういったコンビニとかスーパーとかでのトラブルって、あると思って聞いちゃうのもあれなんだけど、どのくらいあるのかなと。相談支援センターでもいいんですけど、そういうところから、コンビニの人たちがどこに電話すればいいのかなとあって思うので、必要かなと思うのと、どうですか、どんな感じですかっていうのをお聞きしたいと思います。

委員

はい。ご指名ありましたので。少なからず、通学途上の最寄りのコンビニではお金払わずに食べちゃったりとか、あと、放課後等に、いったん帰宅した後出掛けて、出掛け先で空腹に耐えれずに食べちゃったというような例で。通学途中だとわりと身の回りのもので学校名が判明するので、すぐご連絡いただいて急行するというパターンが多いのですが、私服の場合、何も持ってない場合は、やっぱり警察です。そしてご家庭のほうで「行方不明だ」というような通報があって、照合して分かってくということが少なからずあります。

コンビニ等に周知するという視点は、どこまで実現可能かちょっと分からないんですけど、私ども学校では近隣のコンビニには挨拶回って、ご挨拶して、万が一の場合はすぐ学校に連絡してくれってことは教諭としては周知してという努力はしておりますが、練馬区全域の中でっていうところでは、まだ分からないというのはあります。

以上です。

副会長

では、時間が押していますので簡潔に。

委員

うちのほうは付けるということに抵抗を感じる障害者が多いです。今この中でこれを知らないということがすごい多いということに驚きました。練馬区報でこれは出てました。練馬区報、何月号かに一応全部PRをしてましたので。障害者専用とは書いてありませんでしたけど。

うちの場合は、さっきもちょっと話したんですけど、車いすで転んでしまった。そのときに、その子は言語障害がありますから、これを見せるんです。で、すぐ北療に電話が入ったと。先生が「頭打ってなければ、しばらく休ませてください」とって指示を出した。さっき遠藤委員も言ったけど、最低限、自分のかかりつけの医師と病名だけが書かれてる、まず電話先と、で、すごい助かった

という感じで聞いてます。

それと、うちの息子は普通の病院に、駅前の病院に行けるんですけど、たまにたまリュックに付けてたんです。そうしたら、これを付けていったら「君、付けてるんだね。よくお年寄りが付けてくるけど、君も障害者でそれ付けられるんだ」って言われて「中見せて」って言われて、「君、そういう病院にも行ってるんだ。へえ。じゃあ、そういうのも先生方、知っとかなきゃいけないね」って言われたっていうので、医師会の先生方も、障害者がこれを付けてるということをしてPRしていただければなというふうに思ったんですけど。

それと周知の方法でいくと、さっき区が「自己責任とする」ということ。これは、配布はするけど自己責任っていうの、それは確かだと思んですけど、やっぱり最低限、それがあると便利だという区の関係にしないと、希望者だけ、必要な人は手を挙げなさいという方向で各施設のほうは動いてるところもあります。だから最低限、これは付けたらこうなんだということを周知していくのも、各自責任という人権の尊重もいいんですけど、やはり最低限守るという意味では今後PRっていうことで、もうちょっとしてもいいのかなっていうふうに感じました。

以上です。

副会長

はい、ありがとうございました。まだまだご意見多数あるかと思っておりますけども、時間が押しておりますので。引き続き、この件に関しては権利擁護の専門部会で検討していただくということによろしいでしょうか。はい。

では、今日の自立支援協議会は終了ということで、事務局のほうから連絡をお願いします。

事務局

それでは事務局のほうから次回の自立支援協議会の日程等につきましてお知らせをさせていただきます。資料1にもお示しをさせていただきましたとおり、次回は10月下旬もしくは11月上旬を予定しております。詳細な日程等につきましては、会長・副会長と日程調整をさせていただきますので、後日あらためて委員の皆さまにご連絡をさせていただきますので、またその際はどうぞよろしくお願いいたします。

また、最後になりますが、今年度新しく変わられた皆さまを含めまして、委員名簿と区側の出席者の名簿をこれから配布させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で事務局からの連絡は終了です。

飯島副会長

それでは、以上で第2期第6回自立支援協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。